

(仮称) 宝塚市子ども条例 素案

前文

子どもは、一人ひとりがかげがえのない存在です。性別、国籍、障害などにかかわらず、すべての子どもには、生きる、守られる、育つ、学ぶ、そして参加する等の権利があり、個性や他者との違いが認められ、あらゆる形の差別や暴力を受けないなど、一人の人間として尊重され、いきいきと成長していくことが大切にされなければなりません。

一方、子どもは、社会のルールや他の人の人権を守ることなどを学び、共に生きる社会の一員として成長に応じた責任と役割を果たさなければなりません。

おとなは、保護者をはじめ、社会のおとなの姿や言動が子どもの成長に影響することを認識して、次代を担う子どもの育成のためには、子どもの最善の利益を考慮し、子どもに何が必要かを考え、子どもの自主性を尊重して子どもを導き、子ども自らが成長していくことを支援する必要があります。

私たちは、豊かな山なみ等恵まれた自然環境や、歴史と文化の息づくまち宝塚で、家庭、学校等、地域住民、事業主、子ども及び市が協働して、子どもが夢を持って健やかに育ち、そして、安心して子どもを産み、育てることができるまちを目指して、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、すべての子どもと家庭への支援の基本理念並びに家庭、学校等、地域住民、事業主、子ども、市の役割を明確にするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、子どもが自分らしく生き、命をいつくしみ、人を思いやれる等、健やかに育つことが保障されるような環境をつくることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

子ども 0歳から18歳未満の市民及び市内在学・在勤者をいう。

学校等 学校教育施設（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、養護学校等）や児童福祉施設（保育所、療育センター、児童養護施設、児童館等）をいう。

地域住民 地域に居住する者並びに地域で働く者、学ぶ者及び活動する者をいう。

事業主 市内で事業活動を行う個人または法人をいう。

(基本理念)

第3条 子どもが健やかに育ち、安心して子どもを産み、育てることができるまちの実現に向け、家庭、学校等、地域住民、事業主、子ども及び市は、協働して取り組むものとする。

第2章 人権の尊重

(人権の尊重)

第4条 すべてのおとな及び子どもは、日本国憲法が保障する基本的人権、児童の権利に関する条約を尊重し、命をいつくしむとともに、人を思いやる心を持たなければならない。

第3章 子どもとその家庭への支援

(すべての子どもと家庭への子育て支援サービス)

第5条 市は、地域住民や関係機関等と連携を図り、協力体制を構築して、すべての子どもと家庭への支援を総合的かつきめ細やかに施策を推進するものとする。

2 市は、母子の健康づくりの支援の他、小児医療の充実、乳幼児からの望ましい食育の推進、思春期保健対策等の施策を推進するものとする。

3 市は、子どもに対する虐待の予防及び早期発見並びに虐待を受けている子どもへの援助、その他支援のための環境の整備、障害児やひとり親家庭等の支援など要保護児童に関する総合的な施策を推進するものとする。

(子育てと仕事の両立支援)

第6条 市は、男女共同参画の推進を図るとともに、事業主への啓発や、保育施設等の整備等子育てと仕事の両立支援に関する総合的な施策を推進するものとする。

2 市は、保育の需要を的確に把握し、待機児童の解消や多様な保育サービスの提供を図るものとする。

(教育環境の整備)

第7条 市は、次代の担い手である子どもが個性豊かに、主体的に生きることができるよう、教育の普遍的な使命を踏まえ、学校教育の充実を図るものとする。

2 市は、人間形成の基礎が培われる乳幼児期からきめ細やかな教育を推進するとともに、保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校の連携を推進していくものとする。

3 市は、いじめや不登校、非行等の相談や支援のための環境を整備するとともに、関係機関と連携を図り、協力体制を構築するものとする。

(安全・安心の子育て環境)

第8条 市は、安全な道路交通環境の整備及び公共施設等のバリアフリー化など、子育てをしやすい生活環境の整備に努めるものとする。

2 市は、子どもを犯罪等から守るための活動を積極的に推進するとともに、地域住民と連携して、地域で子どもたちが安心して育つことができる環境の整備を図るものとする。

(家庭や地域の子育て力・教育力の向上)

第9条 市は、子どもを社会全体で育てる観点から、家庭、学校等、地域の連携のもと家庭や地域の子育て力、教育力の向上に努めるものとする。

2 市は、子どもの発達過程の段階に応じて、家庭教育に関する学習の機会や情報を提供

するとともに、必要な情報を的確に提供できるシステムの構築を図るものとする。

(子どもの参加)

第10条 市は、子どもが、社会の一員であることを自覚することができるよう、市政等について市民として意見を表明する機会や情報を提供するなど、子どもの社会参加を促進するものとする。

2 市は、子どもが遊びや学習を通して、他者との関係や相互理解を深めるための生活体験、社会体験、自然体験の機会を提供し、子どもの社会参加を促進するものとする。

3 市は、子どもの自主的、自発的な参加を支援するために、児童館など子どもが自由に安心して集うことができる居場所づくりを図るものとする。また、設置及び運営に関しては、子どもの参加、または参画の方法等について配慮し、子どもの意見を聴くものとする。

第4章 協働の取り組み

(家庭の役割)

第11条 家庭は、子育てに対して第一義的責任を有しており、子どもが人格を形成する上で最も重要な役割を担っていることを理解し、家族がお互いに人格を認め合い、子どもが健やかに育つように最善を尽くすよう努めなければならない。

(学校等の役割)

第12条 学校等は、家庭や地域住民と連携を図りながら、子どもがいきいきとした環境のもとで育ち・学ぶことができるような環境整備に努めなければならない。

(地域住民の役割)

第13条 地域住民は、自らが子育てに大きく関わっていることを自覚し、地域社会における子どもの健全な育成及びそれにふさわしい環境づくりに努めなければならない。

(事業主の役割)

第14条 事業主は、その事業所で働く保護者が家庭や地域でその子どもとのかかわりを深めることができるよう支援するとともに、地域住民や学校等が行う子どもの育成に関する活動に積極的に協力するよう努めなければならない。

(子どもの役割)

第15条 子どもは、自らの個性を大切にしながら、他人の権利を尊重し、家族、友達等を大切にし、思いやりとゆとりのある心を持って行動するよう努めなければならない。

また、社会の一員として、まちづくりや地域づくりに参加し、または参画するよう努めなければならない。

(市の役割)

第16条 市は、基本理念にのっとり、すべての子どもと家庭への支援に関する施策を推進するものとする。

第5章 計画の推進

(行動計画の推進)

第17条 市は、すべての子どもと家庭への支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、その施策に関する行動計画を策定しこれを実施するものとする。

また、効果的に推進するため、その評価、公表を行うものとする。

(広報)

第18条 市は、この条例の定める理念及び内容について、市民の理解を深めるよう広く周知を図るものとする。

(意見の反映)

第19条 市は、すべての子どもと家庭への支援のあり方について広く市民の意見を聴取し、施策に反映するものとする。

第6章 雑則

(委任)

第20条 この条例の施行について必要な事項は、別に定める。